

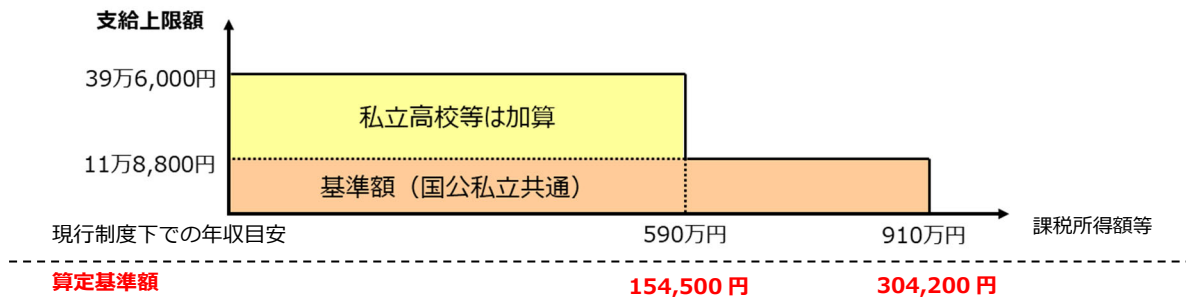
早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の 所得要件の判定基準の取扱いについて

令和7年6月27日
文 部 科 学 省

1. 高等学校等就学支援金制度について

- 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、国が高等学校等に在学する生徒等（以下「高校生等」という。）の授業料について支援を行うもので、高校生等が申請を行う。
- 認定事務は、法定受託事務として都道府県知事又は都道府県教育委員会が（国立の場合は文部科学大臣が直接）行うこととしており、その際、親権者である保護者等の収入の状況を確認して高校生等が就学支援金の受給権を有するか判定する。
- 就学支援金の支給に当たっては、全国で多数の高校生等が支援を受けるに当たり、制度の適用において不公平が生じず、迅速に授業料支援の支給に関する判定が実施できるよう、保護者等の市町村民税の課税所得額（課税標準額）等を用いて算出される算定基準額の区分に応じて認定している。

【現行の制度イメージ】



2. 早生まれの生徒等に関する特例の創設(令和4年7月～)

- 早生まれの生徒等に関する特例については、2年生のうち、学年のおよそ4分の1にあたる早生まれ（1月～3月生まれ）の生徒等について、就学支援金の認定に当たり不公平感が生じていたことから設けた制度である。
- 具体的には、令和4年7月分の支給から、2年生である高校生等本人が早生まれであり、保護者等の課税標準額における扶養控除の適用が他の同学年の生徒等よりも1年遅くなる場合

に、受給権者である高校生等本人の生年月日という税情報以外の事情を考慮し、市町村民税の課税所得額(課税標準額)等を用いた算定方法の特例として、当該早生まれの高校生等の認定に用いる課税標準額から扶養控除相当額の33万円を減じることとしている。

【算定基準額の計算式のイメージ(早生まれの高校生等の場合)】

本人分の扶養控除に相当する額

$$\text{算定基準額} = (\text{市町村民税の課税総所得金額(課税標準額)} - \text{33万円}) \times 6\% \\ - \text{市町村民税の調整控除額}$$

【扶養控除が就学支援金に反映される学年】

	遅生まれ(4～12月生まれ)		早生まれ(1～3月生まれ)	
	前年度の 12月末の年齢	支給年度における 支援金への反映	前年度の 12月末の年齢	支給年度における 支援金への反映
1年生	15	→ なし	14	→ なし
2年生	16	→ <u>扶養控除</u>	15	→ <u>なし</u>
3年生	17	→ 扶養控除	16	→ 扶養控除
4年生 (定・通)	18	→ 扶養控除	17	→ 扶養控除

R4年度
特例創設

※扶養控除は前年度の12月31日時点の扶養親族の年齢を反映して決定される。

3. 早生まれの多胎世帯に関する行政相談について

- 現行の特例においては、市町村民税の計算に使用される扶養控除(33万円)を参照して、2年生である高校生等本人が早生まれである場合に、本人の情報のみを取得して、保護者等の市町村民税の課税所得額(課税標準額)等から相当額(33万円)を控除している。このため、早生まれの双子と早生まれでない双子では、算定基準額に差が生じるという点について、行政相談があったところ。
- この点について、令和6年12月19日の第133回行政改善推進会議においては、都道府県や学校の事務負担に関するアンケート等を行い、現場の実態を踏まえながら、実現可能な実務の範囲を検討するとしていたところ。

4. いわゆる「高校無償化」に係る検討状況

- その後、令和7年2月25日に自由民主党、公明党、日本維新の会の3党による合意がなされ、いわゆる「高校無償化」については、
 - ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
 - ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。こと等とされた。

- また、6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(骨太方針2025)においても、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現するとされたところ。

(以上)

○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）＜抜粋＞

※下線は総務省行政評価局が付したもの

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び 0～2 歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論²⁴⁹に基づき具体化を行い、令和 8 年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

249 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和 7 年 2 月 25 日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和 7 年 6 月 11 日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和 6 年 12 月 27 日文部科学省）等。